人と科学のステキな未来へ
コスモ・バイオ株式会社

証券コード：3386

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染予防の観点から、同封の「議決権行使書」のご返送またはインターネットによる議決権の行使をご選択いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただけますようお願い申しあげます。

第39回　定時株主総会
招集ご通知

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
予めご了承くださいますようお願い申しあげます。

日時

2022年３月23日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前９時）

場所

東京都江東区東陽四丁目１番13号
東陽セントラルビル２階
東陽セントラルホール

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　定款の一部変更の件
第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第4号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額決定の件
第6号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第7号議案　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付き株式の付与のための報酬決定の件

目次

招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
事業報告 …… 25
連結計算書類 …… 45
計算書類 …… 47
監査報告 …… 49

議決権行使について

同封の議決権行使書のご返送又はインターネットにより、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

株 主 各 位

証券コード 3386
2022年３月４日
東京都江東区東陽二丁目２番20号
コスモ・バイオ株式会社
代表取締役社長 櫻井 治久

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年３月22日(火曜日)午後５時30分までに議決権を行使していただきたくお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権行使の場合】
４ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1 日　　時	**2022年3月23日**（水曜日）**午前10時（受付開始：午前９時）**
2 場　　所	東京都江東区東陽四丁目１番13号 **東陽セントラルビル２階　東陽セントラルホール** 末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようにご注意ください。
3 目的事項	**報告事項** 1. 第39期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第39期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項** 第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　定款の一部変更の件 第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件 第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件 第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額決定の件 第６号議案　監査等委員である取締役報酬等の額決定の件 第７号議案　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.cosmobio.com/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
・業務の適正を確保するための体制
・連結株主資本等変動計算書
・連結注記表
・株主資本等変動計算書
・個別注記表
なお、監査役が監査した事業報告並びに監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の上記事項により構成されています。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.cosmobio.com/）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2022年3月23日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年3月22日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を
行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月22日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで

＊書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、または、パソコン・スマートフォンで重複して議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

＊パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

＊当日ご出席の株主の皆様へのお願い
（1）同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。代理人により議決権を行使される場合は、定款の定めにより、議決権を有する他の株主の方１名を代理人とし、同代理人は、本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。
（2）当社の株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

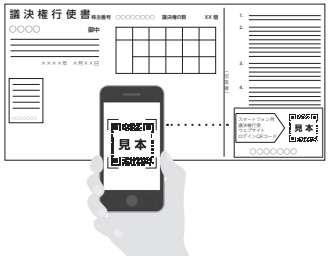

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

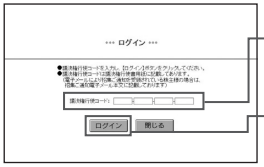

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、経営体質の強化及び今後の事業展開等を勘案するとともに、株主の皆様のご支援に報いるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭といたします。
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき、普通配当金 24円 といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は 139,004,544円 となります。
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2022年3月24日

第2号議案　定款の一部変更の件

1.変更の理由

(1) 今後の事業展開に備え、現行定款第２条（目的）に定める事業目的の追加を行うものであります。

(2) 委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会において議決権を行使することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制の更なる強化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

(3) 取締役として有用な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で取締役の責任を免除することができる旨の規定として、変更案第30条第１項を新設するものであります。また、現行定款第29条における責任限定契約を締結できる役員に関して、変更案第30条第２項のとおり変更するものであります。なお、変更案第30条につきましては、各監査役の同意を得ております。

(4) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号)により、株主総会資料の電子提供制度が新設され、同制度を定める改正会社法の規定が 2022年9月1日に施行されることから、同制度の導入に備えるため、次のとおり変更するものであります。

① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の株主総会資料の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を新たに定めるものであります。

② 変更案第15条第2項は、株主総会資料に関し改正会社法に基づく書面交付請求をした株主に交付する書面につき、その記載事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。

④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(5) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部は変更箇所を示しております）

現行	変更案
第1章　総　則	第1章　総　則
第１条　（条文省略）	第１条　（現行どおり）

現行	変更案
第２条（目　的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.　試薬、診断用試薬、医薬品、医薬部外品、工業薬品、その他化学薬品ならびに前記各製品に関連する機械器具および材料の輸出入、売買、製造、運搬および保管 2.　　（条文省略） 3.　前各号に附帯関連する事項	第２条（目　的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）試薬、診断用試薬、医薬品、医薬部外品、農薬、動物用医薬品、工業薬品、化粧品、食品、食品添加物および肥料等の生命科学に関わる製品ならびに前記各製品に関連する機械器具および材料の輸出入、売買、製造、運搬、保管および古物販売 （2）　　（現行どおり） （3）前各号に附帯関連する一切の事項
第３条　　（条文省略）	第３条　　（現行どおり）
第４条（機　関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1.　取締役会 2.　監査役 3.　監査役会 4.　会計監査人	第４条（機　関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）監査等委員会 （削除） （3）会計監査人
第５条　　（条文省略）	第５条　　（現行どおり）
第２章　株　式	第２章　株　式
第６条～第７条（条文省略）	第６条～第７条（現行どおり）
第８条（単元未満株式についての権利） 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1.　会社法第189条第２項各号に掲げる権利 2.　会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 3.　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	第８条（単元未満株式についての権利） 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （1）会社法第189条第２項各号に掲げる権利 （2）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
第９条～第12条（条文省略）	第９条～第12条（現行どおり）

現行	変更案
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第13条　（条文省略）	第13条　（現行どおり）
第14条（招集権者および議長） 1.　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2.　株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。	第14条（招集権者および議長） 1.　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2.　株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。
第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）
（新設）	第15条（電子提供措置等） 1.　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2.　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第16条～第18条（条文省略）	第16条～第18条（現行どおり）

現行	変更案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第19条（取締役の員数） 当会社の取締役は10名以内とする。	第19条（取締役の員数） 1.　当会社の取締役は13名以内とする。
（新設）	2.　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は５名以内とする。
第20条（取締役の選任方法） 1.　取締役は、株主総会において選任する。	第20条（取締役の選任方法） 1.　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2.～3.　（条文省略）	2.～3.　（現行どおり）
第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条（取締役の任期） 1.　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	2.　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	3.　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新設）	4.　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第22条（代表取締役および役付取締役） 1.　取締役会の決議をもって代表取締役を選定する。	第22条（代表取締役および役付取締役） 1.　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2.　取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。	2.　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。

現行	変更案
第23条　（条文省略）	第23条　（現行どおり）
第24条（取締役会の招集通知） 1. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の５日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	第24条（取締役会の招集通知） 1. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の５日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
第25条～第26条　（条文省略）	第25条～第26条　（現行どおり）
（新設）	第27条（重要な業務執行の決定の委任） 当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第27条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	第28条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
第28条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受けとる財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。	第29条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第29条（取締役の責任免除） （新設）	第30条（取締役の責任免除） 1. 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

現行	変更案
当会社は、業務執行取締役ではない取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	2.　当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
第30条　　（条文省略）	第31条　　（現行どおり）
第５章　監査役および監査役会	（削除）
第31条（監査役の員数） 当会社の監査役は３名以内とする。	（削除）
第32条（監査役の選任方法） 1.　監査役は、株主総会において選任する。 2.　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
第33条（監査役の任期） 1.　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2.　補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。	（削除）
第34条（補欠監査役） 1.　法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。補欠監査役は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなった場合に監査役に就任する。 2.　補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）

現行	変更案
3.　補欠監査役の選任決議の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	
第35条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
第36条（監査役会の招集） 1.　当会社の監査役会の招集通知は監査役に対し、会日の５日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2.　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	（削除）
第37条（常勤の監査役） 監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削除）
第38条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
第39条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
第40条（監査役会の議事録） 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（削除）

現行	変更案
第41条（監査役の責任免除） 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	第32条（常勤の監査等委員） 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	第33条（監査等委員会の招集通知） 1.　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の５日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 2.　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。
（新設）	第34条（監査等委員会の決議方法） 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した当該監査等委員の過半数をもって行う。
（新設）	第35条（監査等委員会の議事録） 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
（新設）	第36条（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現行	変更案
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第42条　（条文省略）	第37条　（現行どおり）
第43条（会計監査人の任期） 1.　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2.　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	第38条（会計監査人の任期） 1.　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2.　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
第44条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第39条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章　計　算	第7章　計　算
第45条～第48条（条文省略）	第40条～第43条（現行どおり）
（新設）	（附則） 1.　第39回定時株主総会決議による変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2.　前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第39回定時株主総会決議による変更前定款第15条はなお効力を有する。 3.　本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

当社は、第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役 櫻井 治久、柴山 法彦、栃木 淳子、島村 和也の各氏は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。

つきましては、以下のとおり取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう１名減員し、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第２号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名		現在の当社における地位及び担当
1	櫻井 治久（さくらい はるひさ）	再任	代表取締役社長
2	柴山 法彦（しばやま のりひこ）	再任	常務取締役 総務部長 兼 情報システム部長 財務部担当、営業部担当、 創薬・受託サービス部担当
3	栃木 淳子（とちぎ じゅんこ）	再任	取締役 企画部長 製品情報部担当、業務部担当、 事業開発部担当、札幌事業部担当

候補者番号 1

再任

櫻井 治久（さくらい はるひさ）

(1954年４月４日生)

所有する当社の株式数……59,700株

略歴、当社における地位及び担当

1980年４月	株式会社大塚製薬工場入社
1986年４月	日本学術振興会特別研究員（ＰＤ）
1988年４月	帯広畜産大学原虫病細胞免疫研究室教務補助員
1990年２月	丸善石油化学株式会社入社
1990年９月	同社バイオ研究室室長
2000年10月	当社入社
2002年７月	当社商品宣伝部長
2004年４月	当社製品情報部長
2006年３月	当社取締役製品情報部長
2011年３月	COSMO BIO USA,INC.代表取締役社長（現任）
2012年３月	当社常務取締役製品情報部長兼販売支援部長
2013年４月	当社常務取締役技術サービス部長
2014年３月	当社専務取締役技術サービス部長
2016年３月	当社代表取締役社長（現任） ビーエム機器株式会社取締役
2016年11月	株式会社プロテインテック・ジャパン代表取締役（現任）
2017年３月	ビーエム機器株式会社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

COSMO BIO USA,INC.代表取締役社長（2022年３月退任予定）
COSMO BIO USA,INC.取締役会長（2022年３月就任予定）
ビーエム機器株式会社代表取締役社長（2022年３月退任予定）
株式会社プロテインテック・ジャパン代表取締役（2022年３月退任予定）

候補者とした理由

2016年より当社代表取締役社長として、高いリーダーシップにより当社グループの経営を牽引し、グループ全体の事業成長を推し進めております。以上のことから当社グループの持続的な企業価値向上の実現に適切な人材と判断し、引続き取締役候補者としました。

候補者番号 2

再任

柴山 法彦（しばやま のりひこ）

(1969年８月21日生)

所有する当社の株式数……48,800株

略歴、当社における地位

1994年４月	丸善石油化学株式会社入社
2000年10月	当社入社
2012年４月	当社情報システム部長
2014年３月	ビーエム機器株式会社取締役
2016年11月	当社総務部長兼情報システム部長
2017年３月	当社取締役総務部長兼情報システム部長
2020年３月	当社常務取締役総務部長兼情報システム部長（現任） ビーエム機器株式会社取締役総務部長（現任）

現在の担当

総務部長 兼 情報システム部長、財務部担当、営業部担当、創薬・受託サービス部担当

重要な兼職の状況

ビーエム機器株式会社代表取締役社長（2022年３月就任予定）

候補者とした理由

当社グループにおいて入社以来、経営企画、情報システム、総務、人事等、様々な分野にて経験と実績を重ね、当社取締役就任後は、経営戦略の構築と推進を通じて当社グループ経営を担っております。以上のことから当社グループの持続的な企業価値向上の実現に適切な人材と判断し、引続き取締役候補者としました。

候補者番号 3

再任

栃木 淳子（とちぎ じゅんこ）

(1973年12月25日生)

所有する当社の株式数……11,000株

略歴、当社における地位

1998年４月　当社入社
2013年４月　当社製品情報部長
2017年３月　当社取締役製品情報部長
2017年４月　当社取締役企画部長（現任）
2021年３月　ビーエム機器株式会社取締役（現任）

現在の担当

企画部長、製品情報部担当、業務部担当、事業開発部担当、札幌事業部担当

重要な兼職の状況

ビーエム機器株式会社取締役
COSMO BIO USA,INC.代表取締役社長（2022年３月就任予定）
株式会社プロテインテック・ジャパン代表取締役（2022年３月就任予定）

候補者とした理由

当社グループにおいて入社以来、マーケティング、経営企画、米国子会社管理責任者等、様々な分野にて経験と実績を重ね、当社取締役就任後は、経営戦略の構築と推進を通じて当社グループ経営を担っております。以上のことから当社グループの持続的な企業価値向上の実現に適切な人材と判断し、引続き取締役候補者としました。

(注) １．取締役候補者櫻井治久氏は、当社子会社であるビーエム機器株式会社及びCOSMO BIO USA,INC.の代表取締役社長を兼ねており、当社と各社との間に営業上の取引関係があります。また、当社子会社である株式会社プロテインテック・ジャパンの代表取締役も兼ねており、当社と同社との間に営業上の取引関係があります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者の選任が承認され、監査等委員でない取締役に就任された場合は、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号　1

新任　社外　独立

佐藤（さとう）　和寿（かずとし）

(1964年1月10日生)

所有する当社の株式数……　―株

略歴、当社における地位及び担当

1987年４月	住友不動産販売株式会社入社
1993年１月	コスモ石油株式会社入社
2011年６月	同社札幌支店支店長
2014年６月	同社高松支店支店長
2015年10月	コスモ石油マーケティング株式会社高松支店長
2017年６月	丸善石油化学株式会社取締役執行役員総務部長
2020年３月	当社社外監査役（現任）
2020年３月	ビーエム機器株式会社監査役（現任）

重要な兼職の状況

ビーエム機器株式会社監査役

候補者とした理由及び期待される役割の概要

取締役としての実務経験を有し、同氏の経験と知見を当社監査体制の強化に活かしていただくため、監査等委員である取締役候補者としました。

候補者番号 2

新任
社外
独立

佐々木　治雄（ささき　はるお）

(1950年12月18日生)

所有する当社の株式数…… —株

略歴、当社における地位及び担当

1974年11月　監査法人中央会計事務所入所
1990年 2 月　佐々木会計事務所設立　所長（現任）
2000年12月　当社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

佐々木会計事務所所長

候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士及び税理士の資格を有しており、同氏の財務及び会計に関する専門知識と豊富な実務経験を、引き続き当社の監査に反映していただくため、監査等委員である取締役候補者としました。
なお、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である取締役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。

候補者番号 3

新任
社外

深見　克俊（ふかみ　かつとし）

(1950年3月10日生)

所有する当社の株式数…… —株

略歴、当社における地位及び担当

1973年 4 月　東京中小企業投資育成株式会社入社
1996年 8 月　同社秘書室長
1998年 8 月　同社審査部長
2000年 4 月　同社業務第一部長
2001年 7 月　同社総務企画部長
2004年 6 月　同社取締役
2007年 6 月　同社常務取締役
2013年 6 月　同社監査役（現任）
2014年 3 月　当社社外監査役（現任）
2015年 3 月　株式会社テクノフレックス社外監査役
2016年 3 月　株式会社テクノフレックス社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

東京中小企業投資育成株式会社監査役
株式会社テクノフレックスの社外取締役（監査等委員）

候補者とした理由及び期待される役割の概要

経営者として、また監査役として広く高度な見識と経験を有しており、同氏の経験と知見を当社監査体制の強化に活かしていただくため、監査等委員である取締役候補者としました。

候補者番号 4

新任
社外
独立

島村（しまむら） 和也（かずや）

(1972年10月20日生)

所有する当社の株式数…… —株

略歴、当社における地位及び担当

1995年10月	監査法人トーマツ入所
2004年10月	阿部・井窪・片山法律事務所入所
2008年３月	島村法律会計事務所設立　代表（現任）
2008年６月	株式会社ソディックプラステック社外監査役
2008年７月	株式会社スリー・ディー・マトリックス社外監査役
2012年７月	同社社外取締役（現任）
2014年３月	当社社外取締役（現任）
2015年６月	アイビーシステム株式会社社外監査役
2017年１月	株式会社アズーム社外監査役（現任）
	株式会社カイカ（現株式会社CAICA DIGITAL）社外取締役（現任）
2019年10月	株式会社明豊エンタープライズ社外取締役［監査等委員］（現任）

重要な兼職の状況

島村法律会計事務所代表
株式会社スリー・ディー・マトリックス社外取締役
株式会社アズーム社外監査役
株式会社CAICA DIGITAL社外取締役
株式会社明豊エンタープライズ社外取締役［監査等委員］

候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士・公認会計士としての専門的な知識並びに他社の社外役員としての豊富な経験を有しております。これらに基づき、これまで社外取締役として当社グループ経営に対する的確な助言、業務執行に対する適切な監督を行っています。なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、今後もこれらの高い見識を当社グループの経営に活かせるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としました。

(注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はございません。
2. 佐藤和寿氏、佐々木治雄氏、深見克俊氏、島村和也氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐藤和寿氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
4. 佐々木治雄氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって21年３ヶ月となります。
5. 深見克俊氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。
6. 島村和也氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。
7. 当社は佐藤和寿氏、佐々木治雄氏、深見克俊氏及び島村和也氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各候補者の選任が承認され、監査等委員である取締役に就任された場合は、各氏との間で同契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認され、監査等委員である取締役に就任された場合は、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
9. 深見克俊氏は、当社の主要株主である東京中小企業投資育成株式会社の監査役を兼任しておりますが、同社と当社には取引関係はなく、同社と当社の間には特別の利害関係はありません。
10. 当社は、佐藤和寿氏、佐々木治雄氏及び島村和也氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各候補者の選任が承認され、監査等委員である取締役に就任された場合は、各氏を引き続き独立役員と指定し届け出る予定であります。

第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

2010年３月25日開催の第27回定時株主総会において、取締役の報酬等の額について固定額年額170百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含みません。）及び変動枠年額20百万円以内（下限は０とする。ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいております。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を定めることとし、移行前と同様に、固定額年額170百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含みません。）、及び変動枠年額20百万円以内（下限は０とする。）といたします。

なお、本議案に係る報酬等の額は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針に基づいて固定報酬及び業績連動報酬を支給するものであり、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告38ページに記載のとおりであります。

現在の取締役は４名（うち社外取締役１名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、３名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと４名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に対する報酬等の額は、2021年3月23日開催の第38回定時株主総会において、従来の取締役の報酬等の額とは別枠の年額50百万円以内としてご承認をいただいておりますが、第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、上記の報酬枠を廃止したうえで、新たに監査等委員会設置会社へ移行した後の当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を、移行前と同様に、第５号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」としてご承認をお願いする報酬等の額（年額170百万円）とは別枠として年額50百万円以内と定めることといたしたいと存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針は事業報告３８ページに記載のとおりですが、本議案に係る報酬等の額は、当該当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針に基づいて譲渡制限付株式を付与するものであり、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しており、相当であると判断しております。また、各対象取締役への具体的な配分については、当該方針に基づいて取締役会において決定することといたします。

現在の対象取締役は3名であり、第３議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、引き続き対象取締役は3名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年40千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」）を締結するものとします。

（1）対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日（ただし、当該交付日の属する事業年度の経過後３か月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後６か月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）につ

いて、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（4）当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

（6）上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（7）本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

（添付書類）

事業報告（2021年１月１日から2021年12月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の概況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により経済活動が停滞し、先行きに一段と不透明感が増しております。当社グループ関連の、ライフサイエンスの基礎研究分野市場の動向は、大学・公的研究機関において堅調に予算執行がなされているものの、依然として市場環境は厳しいものと捉えております。また、同業他社との競争は販売価格面で厳しい状況が続いております。

このような状況下、当社グループにおきましては、懸念された新型コロナウイルス感染症の影響は現在のところ限定的に留まっており、引き続き新型コロナウイルス感染症対策をとるとともに、ライフサイエンス領域の研究開発に資する多様な自社製品・商品・サービスの提供と、在庫の適正化及び迅速出荷に取り組んでおります。当連結会計年度の連結売上高は9,231百万円（前連結会計年度比14.1％増）となり、連結売上総利益は3,658百万円（前連結会計年度比16.1％増）、連結売上総利益率は39.6％（前連結会計年度39.0％）となりました。為替レートは、当連結会計年度平均108円／ドル（前連結会計年度107円／ドル）で推移しました。

連結営業利益は1,048百万円（前連結会計年度比39.4％増）、連結経常利益は1,099百万円（前連結会計年度比34.5％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は737百万円（前連結会計年度比9.4％増）となりました。

財務面では、株主の皆様に対する利益還元の一環として、2021年６月30日を基準日とした中間配当69百万円（１株当たり中間配当金12円）を実施いたしました。

なお、期末配当につきましては、普通配当金24円（年間配当金36円、連結配当性向28.4％）とさせていただきたく存じます。

	第38期（2020年12月期）	第39期（2021年12月期）	前連結会計年度比
	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
連結売上高	8,092	9,231	14.1％増
連結営業利益	752	1,048	39.4％増
連結経常利益	817	1,099	34.5％増
親会社株主に帰属する当期純利益	674	737	9.4％増

品目別販売実績

◆研究用試薬 売上高 7,035 百万円 前期比19.8%増↗

売上高構成比

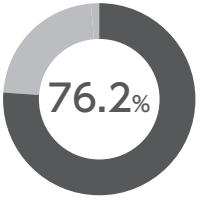

売上高

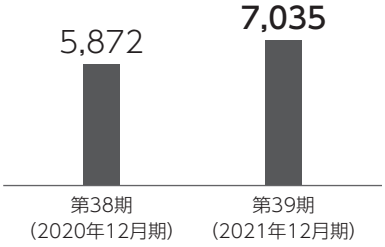

◆機器 売上高 2,075 百万円 前期比 1.1%減↘

売上高構成比

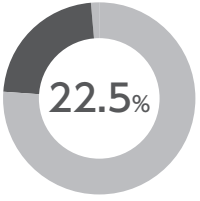

売上高

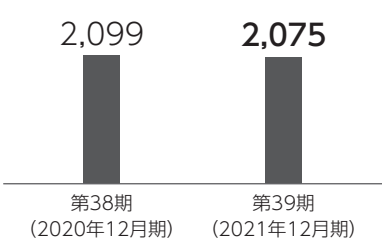

◆臨床検査薬 売上高 120 百万円 前期比 0.9%増↗

売上高構成比

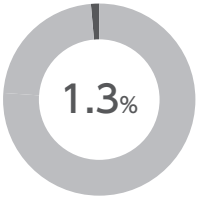

売上高

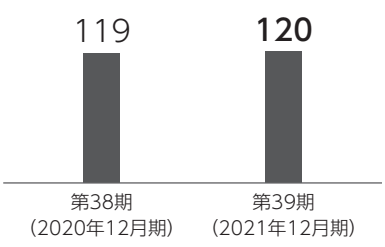

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

売上高 (単位：百万円)

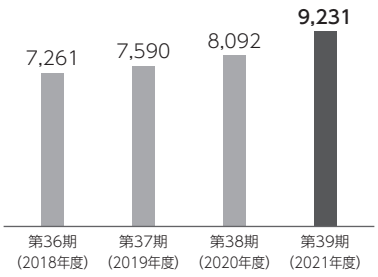

経常利益 (単位：百万円)

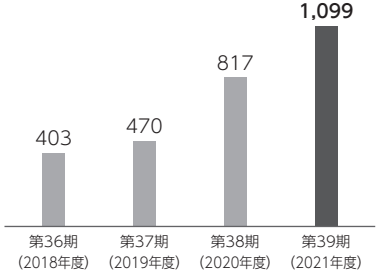

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

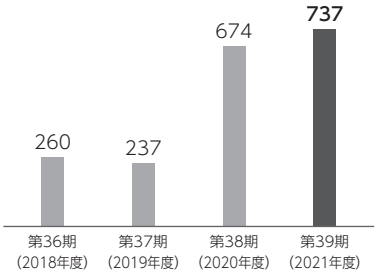

総資産/純資産 (単位：百万円)

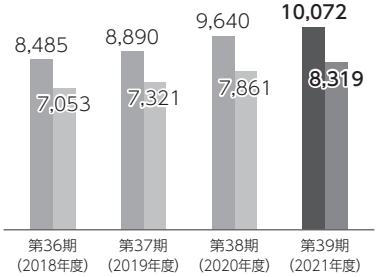

1株当たり当期純利益 (単位：円)

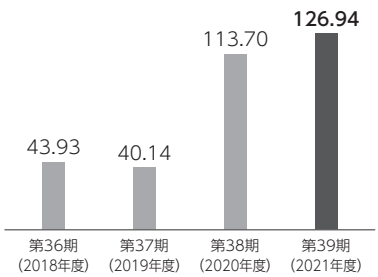

1株当たり純資産額 (単位：円)

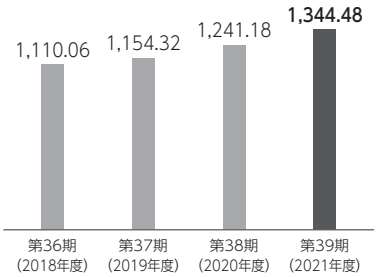

		第36期 (2018年度)	第37期 (2019年度)	第38期 (2020年度)	第39期 (当連結会計年度) (2021年度)
売上高	(百万円)	7,261	7,590	8,092	9,231
経常利益	(百万円)	403	470	817	1,099
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	260	237	674	737
1株当たり当期純利益	(円)	43.93	40.14	113.70	126.94
総資産	(百万円)	8,485	8,890	9,640	10,072
純資産	(百万円)	7,053	7,321	7,861	8,319
1株当たり純資産額	(円)	1,110.06	1,154.32	1,241.18	1,344.48

(注) 1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

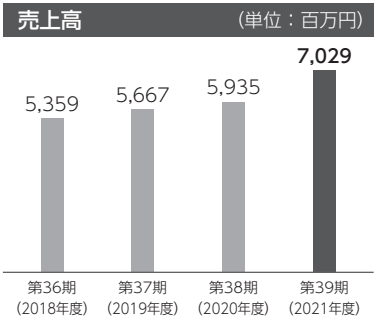

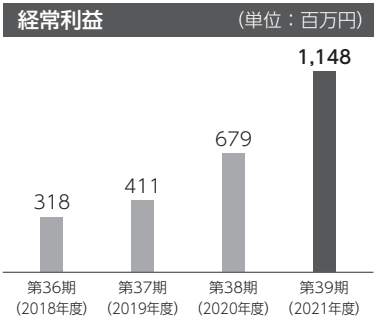

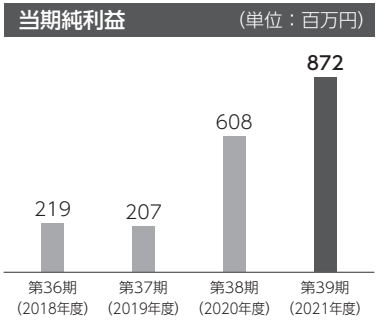

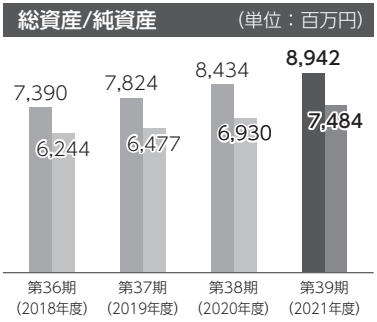

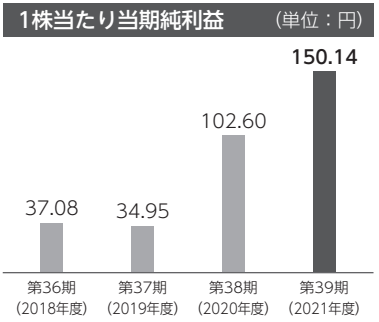

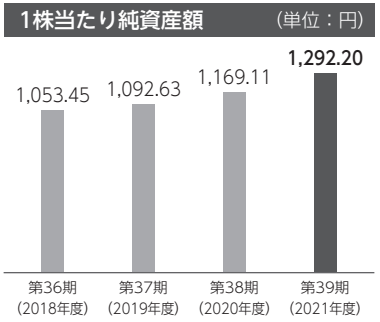

		第36期 (2018年度)	第37期 (2019年度)	第38期 (2020年度)	第39期 (当事業年度) (2021年度)
売上高	(百万円)	5,359	5,667	5,935	7,029
経常利益	(百万円)	318	411	679	1,148
当期純利益	(百万円)	219	207	608	872
1株当たり当期純利益	(円)	37.08	34.95	102.60	150.14
総資産	(百万円)	7,390	7,824	8,434	8,942
純資産	(百万円)	6,244	6,477	6,930	7,484
1株当たり純資産額	(円)	1,053.45	1,092.63	1,169.11	1,292.20

(注) 1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
ビーエム機器株式会社	49	67.8	ライフサイエンス研究用の機器類・消耗品の仕入卸売販売及び技術サポート
COSMO BIO USA,INC.	11	100.0	日本で製造しているライフサイエンス研究用の試薬・機器類の全世界(日本以外)に向けた販売及び北米での商品仕入卸売販売

(4) 対処すべき課題

私たちは、経営理念「ライフサイエンスの進歩・発展に貢献する」のもと、研究に携わるすべての皆様との信頼関係を礎に、「事業基礎の強化」と「新たな事業基盤の創出」に挑戦していきます。

また、事業を通じて社会の持続的な発展に貢献することでSDGsに寄与し、それらの取り組みが企業価値の向上につながると考え、当社グループとしてサステナビリティの課題を抽出し、持続的な成長の実現に向けて、環境（Environment）、社会（Social)、ガバナンス（Governance)の取り組みを推進してまいります。

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界的な規模で感染者が増加し、社会経済活動に大きな影響を及ぼしています。ライフサイエンスの基礎研究分野を中心とした市場においても、依然として目先の事業環境は不透明ではありますが、ワクチン接種の進捗に伴い、徐々に研究活動が再開されてきております。

研究用試薬においては研究領域全般においてカタログ品の需要が拡大しており、また研究者に代わって試験を行う受託サービスなどの需要も増え、売上全体が好調に推移いたしました。研究用機器においては、消耗品の需要が高い水準で継続しているものの、供給が不安定な状況が続いております。

大学・公的研究機関では堅調に予算執行がなされているものの、市場環境は変わらず厳しいと捉え、2030年の事業規模を勘案し、今以上の成長を継続しているためには、従来通りの輸入専門商社の殻にとらわれず、活動自粛の影響で実質的に進捗が困難であった新規事業への取組みを、最重要課題と位置づけ進めていきたいと考えております。

2020年度からの中期経営計画は、2022年に最終年度に入ります。戦略等については、基本的な方針の変更はいたしません。引き続き、中長期的な重要課題として将来を見据えた以下の活動に取り組んで参ります。

1．新たな事業基盤の創出

（1）既存事業の発展に加え、シーズ探索強化、産学官連携への積極参画などにより、次世代の収益の柱となり得る新規事業を開拓していきます。

（2）市場での競争力を維持・強化、あるいは事業拡大やコスト削減の効果を客観的に評価し、他企業との協働の機会を損なうことのないように備え、資本提携に取り組み、また業務提携により事業を拡大していきます。

（3）生命科学の基礎ばかりでなく、直接的に健康にかかわる広い分野での生命科学の可能性を見据え、研究試薬以外の市場への進出も目指していきたいと考えます。

2．既存事業基盤の強化

（1）提案力、情報力、商品力を更に強化し、「研究者への学術営業」や「代理店への効果的な販促」活動でそれぞれの課題解決を行い最良のサービスを提供してまいります。

（2）ペプチド合成・抗体作製受託サービス事業の成長は、販促の強化やサービスの拡充により収益性を高めつつあり、鶏卵バイオリアクター受託事業も投資のステージではなく収益のステージにあります。今後も、製造機能を強化し、自社製品とサービスの拡充をし収益性の更なる向上を目指します。また、原料供給事業を積極的に進めていき、食品や化粧品の原料の提供など広範な市場への事業拡大を考えます。そのため、新たなビジネスモデルの構築やビジネスパートナーの探索を推し進めてまいります。

3．企業価値の向上

（1）企業グループとしての業務効率化を図り、シナジーを生み出す工夫をします。営業活動における問い合わせ対応や受注関連業務のキメ細かなサービス、有効な販促ツールの制作、ブランドごとの収益向上の検討、精緻な法令対応など、地味な業務をしっかりと継続することで営業活動を支え、業務流通部門ではコスト削減と作業ミスの低減に努め、財務経理部門で先取的な経営判断資料の作成など、効率的に進めていきます。また、業務環境整備による業務の効率化を促進し、ビーエム機器、COSMO BIO USA,INC.、プロテインテック・ジャパンとの共同事業による生産性の向上をはかってまいります。

（2）人事評価制度を見直し従業員の向上心を高め、事業成長に必要な人材を積極的に採用し、育成していきます。

（3）事業継続のための対策として、テレワークの更なる効率化を進めてまいります。

（4）今年度より役職員に対し「譲渡制限付株式報酬制度」を設けました。従業員が自社の株主となり就業の付加価値を高めていきます。役員についても、中長期計画のインセンティブとして位置づけております。

以上のとおり、グループ全ての役員と従業員が、一丸となって課題に取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社グループはライフサイエンスに関する研究用試薬・機器、創薬支援・受託サービス及び臨床検査薬の仕入卸売販売を主な事業としており、一部製造も行っております。

{主要な取扱い品目}

1．研究用試薬

・抗体、抗原、生理活性物質、酵素、酵素基質、ペプチド、アミノ酸、
化学物質、糖、脂質、ウイルス、細菌　等

・検出試薬、細胞・組織培養試薬、遺伝子解析試薬　等

2．研究用機器

・電気泳動装置、細胞・遺伝子操作機器、解析ソフトウェア　等

3．創薬支援・受託サービス

4．臨床検査薬

(6) 主要な事業所等（2021年12月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名称	所在地
本社	東京都江東区東陽二丁目２番20号
札幌事業所	北海道小樽市銭函三丁目513番２

② 主要な子会社の事業所

名称	所在地
ビーエム機器株式会社	東京都江東区東陽二丁目２番20号
COSMO BIO USA,INC.	米国カリフォルニア州

(7) 使用人の状況（2021年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
144（51）	10増（5増）

(注) 1．使用人数は就業人員（社員及び嘱託を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含んでおります。）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2．当社グループの事業セグメントは単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数（名）	前事業年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
113（39）	9増（2増）	42.0	9.4

(注) 使用人数は就業人員（社員及び嘱託を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含んでおります。）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年12月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	10
株式会社みずほ銀行	5
株式会社三井住友銀行	5

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年12月31日現在）

① **発行可能株式総数**　18,361,600株
② **発行済株式の総数**　5,791,856株（自己株式256,144株を除く）
③ **株主数**　5,579名
④ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
東京中小企業投資育成株式会社	1,152,000	19.88
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　コスモ石油口　再信託受託者　株式会社日本カストディ銀行	576,000	9.94
光通信株式会社	231,800	4.00
原田勝幸	172,200	2.97
コスモ・バイオ従業員持株会	126,300	2.18
株式会社ヤクルト本社	100,400	1.73
鈴木由美子	82,300	1.42
船戸俊明	75,400	1.30
原田正憲	68,500	1.18
松波省一	63,200	1.09

(注) 1．当社は、自己株式を256,144株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（256,144株）を除いて計算しております。
3．持株比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く）	2,300	3
社外取締役	0	0
監査役	0	0

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、41ページに記載しております。

(2) 新株予約権等の状況（2021年12月31日現在）

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	櫻　井　治　久	ビーエム機器株式会社代表取締役社長、COSMO BIO USA Inc.代表取締役社長、株式会社プロテインテック・ジャパン代表取締役
常務取締役	柴　山　法　彦	総務部長兼情報システム部長、財務部担当、営業部担当、創薬・受託サービス部担当、ビーエム機器株式会社取締役総務部長
取締役	栃　木　淳　子	企画部長、製品情報部担当、業務部担当、事業開発部担当、札幌事業部担当、ビーエム機器株式会社取締役
取締役	島　村　和　也	島村法律会計事務所代表、株式会社スリー・ディー・マトリックス社外取締役、株式会社アズーム社外監査役、株式会社CAICA DIGITAL社外取締役、株式会社明豊エンタープライズ社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	佐　藤　和　寿	ビーエム機器株式会社監査役
監査役	佐々木　治　雄	佐々木会計事務所所長
監査役	深　見　克　俊	東京中小企業投資育成株式会社監査役、株式会社テクノフレックス社外取締役（監査等委員）

(注) 1．取締役島村和也氏は、社外取締役であります。
2．監査役佐藤和寿氏、佐々木治雄氏及び深見克俊氏は、社外監査役であります。
3．監査役佐藤和寿氏は、取締役としての業務経験を有しており、経営及び監査に関する相当程度の知見を有しております。
4．監査役佐々木治雄氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．監査役深見克俊氏は、投資育成業務の経験が長く、経営指導に関する相当程度の知見を有しております。
6．当社は、佐藤和寿氏、佐々木治雄氏及び島村和也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7．当社と取締役島村和也氏及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

② 責任限定契約の内容の概要等

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役とも会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および当社の子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約内容の概要は、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険契約により填補するものです。

ただし、意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

a.　取締役の報酬等

当社における取締役の報酬等の額は2010年３月25日開催の第27回定時株主総会決議により、固定枠年額170百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）及び変動枠年額20百万円以内（下限は０とする。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と定めております。また、譲渡制限付株式報酬については、上記報酬限度額とは別枠で、2021年３月23日開催の第38回定時株主総会決議により、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内と定めております。

取締役の報酬等は、「固定報酬」と単年度業績を反映した「業績連動型報酬」、中長期の企業価値への貢献と株主視点で経営強化を図ることを目的とした「譲渡制限付株式報酬」で構成されております。

その支給割合と支給時期については、「固定報酬」は個々の職責に従って決定し、月例報酬としております。「業績連動型報酬」は、約１ヶ月相当の「賞与」との位置づけとして決定し、一定の時期に支給しております。

なお、長期的な企業価値向上に対する貢献意欲を一層高めることを目的として、株式取得型報酬制度として固定報酬額の一定割合の役員持株会への拠出を義務付けております。

社外取締役の報酬等は、金銭による月例の固定報酬のみで構成されております。

b.　監査役の報酬等

当社における監査役の報酬等の額は2001年３月29日開催の第18回定時株主総会決議により、年額40百万円以内と定めております。

監査役の報酬等は、監査役の協議により定めており、金銭による月例の固定報酬のみで構成されております。

ロ．役員の報酬等の算定方法に関する役職ごとの方針

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については取締役会にて決定しており、その内容は以下のとおりであります。

役員の職責は、従業員の職責を下回るものではなくその報酬も同じであり、役職や兼職ごとの重みを勘案し、取締役会において、他に委任することなく、従業員の報酬を基準とした職責ごとの指数を定め、固定報酬や業績連動型報酬を含めた各役員の報酬等の額を決定しております。

ハ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で決議された報酬総額の上限以内において、各役員の職責等を総合的に判断し報酬等を決定しております。

ニ．役員報酬等に関する株主総会の決議の内容

a.　取締役の固定報酬について

報酬限度額は、年額170百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）であり、2010年３月25日開催の第27回定時株主総会におきまして決議いただいております。当該株主総会終結の時点の取締役の員数は６名です。

b.　取締役の業績連動報酬について

報酬限度額は、年額20百万円以内（下限は０とする。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）であり、2010年３月25日開催の第27回定時株主総会におきまして決議いただいております。当該株主総会終結の時点の取締役の員数は６名です。

c．取締役（社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬について

譲渡制限付株式の割当のための金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内であり、2021年３月23日開催の第38回定時株主総会決議におきまして決議いただいております。当該株主総会終結の時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は３名です。

d. 監査役の報酬について

報酬限度額は、年額40百万円以内であり、2010年３月25日開催の第27回定時株主総会決議において決議いただいております。当該株主総会終結の時点の監査役の員数は３名です。

ホ. 業績連動型報酬の概要

取締役の業績連動型報酬は、取締役の業績向上に対する意欲を高めることを目的として、業績連動型報酬に係る指標として、連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益を採用しています。業績連動型報酬の額は、親会社株主に帰属する当期純利益の増減により総支給額が増減するような仕組みをとっております。対象となるのは、法人税法第34条第１項第３号に定める「業務執行役員」である取締役のみを対象とし、社外取締役には支給しておりません。

下記方法に基づき算定の上、支給額を確定し支払います。

a. 総支給額

(ⅰ)親会社株主に帰属する当期純利益に、当期中に開催される取締役会において定めた比率（以下「配分利益率」といいます。）を乗じた額、又は(ⅱ)変動枠年額（現行年額20百万円）のいずれか少ない額とします。

但し、当期連結売上高が前期連結売上高を上回らない場合及び親会社株主に帰属する当期純損失の場合は、親会社株主に帰属する当期純利益を０として計算します。

総支給額＝親会社株主に帰属する当期純利益×配分利益率（但し、20百万円が上限）

※配分利益率:2021年度（第39期）　1.7%

b. 個別支給額

各取締役への個別支給額は上記a.に基づき算出された総支給額を、取締役会において定めた職責指数に応じて算定されたポイントに応じて按分した金額です。（千円未満切捨て）但し、個別支給額の限度額は下記に記載のとおりです。

＜2021年度（第39期）役職ポイント＞

役職	代表取締役社長	常務取締役	取締役
ポイント	3.15	1.65	1.40

役職ポイントの総和は6.20（代表取締役社長１名、常務取締役１名、取締役１名）

個別支給額＝当該年度総支給額×役職ポイント÷当該年度の役職ポイントの総和

個別支給額の限度額　：代表取締役社長　10百万円
常務取締役　5百万円
取締役　4百万円

c.　当事業年度における当該業績連動型報酬に係る指標の目標及び実績

当事業年度における業績連動型報酬に係る親会社株主に帰属する当期純利益は737百万円、当期連結売上高は9,231百万円（目標：前期連結売上高は8,092百万円）となりました。

ヘ．株式取得型報酬制度の概要

取締役（社外取締役は除く。）については、長期的な企業価値向上に対する貢献意欲を一層高めることを目的として、固定報酬額の一定割合を役員持株会に拠出して自社株式を取得するものとし、取得した株式は原則として退任時まで売却を不可とすることで、取締役の報酬と当社株価との連動性を持たせた株式取得型報酬としています。

ト．譲渡制限付株式報酬の概要

2021年３月23日開催の第38回定時株主総会決議により、取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度（以下、「本制度」という。）を本年度より導入いたしました。

対象取締役は、当社取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数は年４0千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合、当該総数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することができるものとします。）といたします。

なお、その１株当たりの払込金額は、これに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

本制度は、交付の日から当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失するまでの期間を譲渡制限期間と設けて当社株式を付与するもので、譲渡制限の解除は、譲渡制限期間の満了時もしくは死亡など取締役会が正当と認める理由による退任時としております。また、原則として譲渡制限期間内に当社の取締役の地位から退任又は退職した場合には、対象取締役に割り当てられた株式は無償で当社が取得するものであります。

⑤ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬（百万円）	業績連動報酬等（百万円）	非金銭報酬等（百万円）	
取　締　役	91	76	12	2	4
（うち社外取締役）	(3)	(3)	(－)	(－)	(1)
監　査　役	23	23	－	－	3
（うち社外監査役）	(23)	(23)	(－)	(－)	(3)
合　　計	115	100	12	2	7
（うち社外役員）	(27)	(27)	(－)	(－)	(4)

(注) 1．取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．当事業年度において、社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等はありません。

⑦ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役島村和也氏は、島村法律会計事務所の代表、株式会社スリー・ディー・マトリックスの社外取締役、株式会社アズームの社外監査役、株式会社CAICA DIGITALの社外取締役及び株式会社明豊エンタープライズの社外取締役（監査等委員）であります。当社は、島村法律会計事務所、株式会社スリー・ディー・マトリックス、株式会社アズーム、株式会社CAICA DIGITAL及び株式会社明豊エンタープライズと特別の関係はありません。

・監査役佐藤和寿氏は、ビーエム機器株式会社の監査役であります。ビーエム機器株式会社は当社の連結子会社であり、当社との間に営業上の取引関係があります。

・監査役佐々木治雄氏は、佐々木会計事務所の所長であります。当社は、佐々木会計事務所と特別の関係はありません。

・監査役深見克俊氏は、当社発行済株式の総数（自己株式を除く。）の19.88％を所有する東京中小企業投資育成株式会社の監査役でありますが、当社との間に重要な取引関係はありません。また、同氏は、株式会社テクノ

フレックスの社外取締役（監査等委員）であります。当社は、株式会社テクノフレックスと特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

氏　名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　島　村　和　也	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回全てに出席し、主に弁護士及び公認会計士としての専門的見地に基づく発言を行っております。
監査役　佐　藤　和　寿	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会13回のうち13回全てに出席し、主に経営及び監査全般に関する経験、見識に基づく発言を行っております。
監査役　佐々木　治　雄	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会13回のうち13回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地に基づく発言を行っております。
監査役　深　見　克　俊	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会13回のうち13回全てに出席し、主に社外での経験、見識に基づいた客観的、専門的見地に基づく発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(4) 会計監査人の状況（2021年12月31日現在）

① 会計監査人の名称　　監査法人A&Aパートナーズ

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠について確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

本事業報告中の記載数字は、金額、株数につきましては表示単位未満を切り捨てております。比率その他につきましては、特段の注記のない限り、表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第39期 2021年12月31日現在
資産の部	
流動資産	**7,310**
現金及び預金	3,255
受取手形及び売掛金	2,714
有価証券	300
商品及び製品	805
仕掛品	28
原材料及び貯蔵品	30
その他	179
貸倒引当金	△4
固定資産	**2,761**
有形固定資産	**599**
建物及び構築物	415
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	79
機械及び装置	41
建設仮勘定	2
土地	60
無形固定資産	**182**
商標権	1
ソフトウエア	154
その他	26
投資その他の資産	**1,979**
投資有価証券	1,700
関係会社株式	10
繰延税金資産	25
敷金及び保証金	95
その他	149
貸倒引当金	△1
資産合計	**10,072**

科目	第39期 2021年12月31日現在
負債の部	
流動負債	**1,093**
買掛金	592
短期借入金	20
未払金	173
未払法人税等	146
その他	161
固定負債	**658**
繰延税金負債	92
退職給付に係る負債	501
資産除去債務	50
その他	14
負債合計	**1,752**
純資産の部	
株主資本	**7,212**
資本金	**918**
資本剰余金	**1,258**
利益剰余金	**5,274**
自己株式	**△239**
その他の包括利益累計額	**574**
その他有価証券評価差額金	**559**
繰延ヘッジ損益	**7**
為替換算調整勘定	**8**
非支配株主持分	**532**
純資産合計	**8,319**
負債・純資産合計	**10,072**

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第39期 2021年１月１日から 2021年12月31日まで
売上高	**9,231**
売上原価	**5,572**
売上総利益	**3,658**
販売費及び一般管理費	**2,609**
営業利益	**1,048**
営業外収益	**71**
受取利息	0
有価証券利息	3
受取配当金	37
助成金収入	16
その他	13
営業外費用	**20**
支払利息	0
為替差損	15
自己株式取得費用	2
その他	2
経常利益	**1,099**
税金等調整前当期純利益	**1,099**
法人税、住民税及び事業税	346
法人税等調整額	△15
当期純利益	**768**
非支配株主に帰属する当期純利益	31
親会社株主に帰属する当期純利益	**737**

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第39期 2021年12月31日現在
資産の部	
流動資産	**5,697**
現金及び預金	2,783
受取手形	64
売掛金	2,084
有価証券	300
商品	283
製品	29
原料及び材料	23
仕掛品	28
貯蔵品	7
前渡金	23
前払費用	36
為替予約資産	12
その他	18
固定資産	**3,245**
有形固定資産	**495**
建物及び構築物	374
機械及び装置	41
工具、器具及び備品	54
建設仮勘定	2
土地	22
無形固定資産	**164**
特許権	13
商標権	1
ソフトウエア	137
その他	12
投資その他の資産	**2,585**
投資有価証券	1,700
関係会社株式	672
敷金及び保証金	95
保険積立金	100
長期前払費用	14
その他	2
資産合計	**8,942**

科目	第39期 2021年12月31日現在
負債の部	
流動負債	**854**
買掛金	414
短期借入金	20
未払金	153
未払費用	55
未払法人税等	130
前受金	9
預り金	69
その他	1
固定負債	**603**
退職給付引当金	447
繰延税金負債	92
資産除去債務	49
その他	14
負債合計	**1,458**
純資産の部	
株主資本	**6,917**
資本金	**918**
資本剰余金	**1,228**
資本準備金	1,221
その他資本剰余金	6
利益剰余金	**5,009**
利益準備金	21
その他利益剰余金	4,987
別途積立金	1,000
繰越利益剰余金	3,987
自己株式	**△239**
評価・換算差額等	**566**
その他有価証券評価差額金	559
繰延ヘッジ損益	7
純資産合計	**7,484**
負債・純資産合計	**8,942**

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第39期 2021年１月１日から 2021年12月31日まで
売上高	**7,029**
売上原価	**4,212**
売上総利益	**2,816**
販売費及び一般管理費	**1,967**
営業利益	**848**
営業外収益	**320**
受取利息	0
有価証券利息	3
受取配当金	278
助成金収入	16
その他	22
営業外費用	**20**
支払利息	0
自己株式取得費用	2
為替差損	15
その他	2
経常利益	**1,148**
税引前当期純利益	**1,148**
法人税、住民税及び事業税	293
法人税等調整額	△17
当期純利益	**872**

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年２月10日

コスモ・バイオ株式会社
取締役会　御中

監査法人A&Aパートナーズ
東京都中央区

指定社員 業務執行社員　公認会計士　**町田眞友** ㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　**寺田聡司** ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、コスモ・バイオ株式会社の2021年１月１日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コスモ・バイオ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年２月10日

コスモ・バイオ株式会社
取締役会　御中

監査法人A&Aパートナーズ
東京都中央区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　**町田眞友**㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　**寺田聡司**㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、コスモ・バイオ株式会社の2021年１月１日から2021年12月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年１月１日から2021年12月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、重要な子会社については、常勤監査役が当該子会社の監査役を兼務することにより経営管理の状況を把握いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重大な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月14日

コスモ・バイオ株式会社　監査役会

常勤監査役
(社外監査役)　**佐　藤　和　寿** ㊞

社外監査役　**佐々木　治　雄** ㊞

社外監査役　**深　見　克　俊** ㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

日時 **2022年３月23日（水曜日）午前10時(受付開始：午前９時)**

会場 **東陽セントラルビル２階　東陽セントラルホール**
東京都江東区東陽四丁目１番13号　電話 03（3699）5431

交通 **東京メトロ東西線 東陽町駅 ３番出口目の前 徒歩０分 りそな銀行隣り**
◎東陽セントラルホール入口は、東陽セントラルビル入口と別にありますのでご注意ください。
◎会場には駐車場の用意がございません。公共の交通機関をご利用ください。

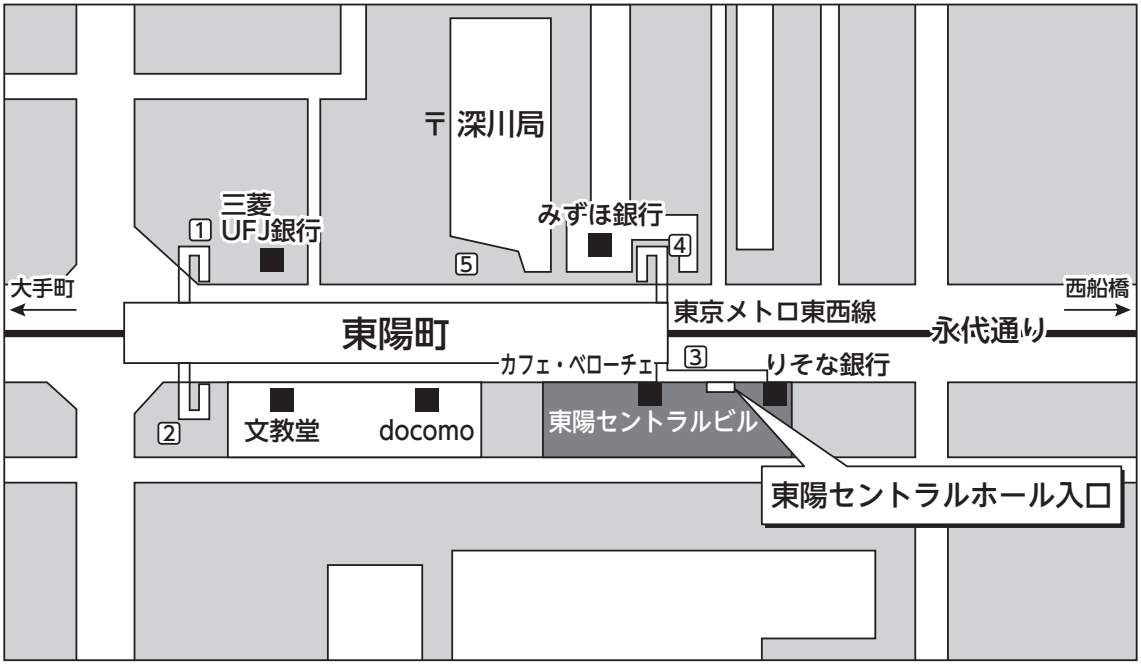

***ご来場自粛のお願い**

新型コロナウイルス感染予防の観点から、同封の「議決権行使書用紙」のご返送またはインターネットによる議決権の行使をご選択いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただけますようお願い申しあげます。

***株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。予めご了承くださいますようお願い申しあげます。**

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。